

国債証券に関する証券決済未了の場合の取扱いに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第73条第5項及び第73条の15第5項の規定に基づき、国債証券に係る清算約定の決済及び国債証券先物取引の受渡決済に係る証券決済未了の場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(遅延損害金の授受)

第2条 業務方法書第73条第1項の規定により繰り延べられた決済に係る渡方現物清算参加者又は同第73条の15第1項の規定により繰り延べられた受渡決済に係る渡方国債先物等清算参加者(以下「証券決済未了渡方清算参加者」という。)は、証券決済未了の場合、売買代金又は受渡決済代金100円につき1日4銭の遅延損害金(円位未満を切り捨てる。)を当社に支払わなければならない。

2 当社は、前項の規定により受領した遅延損害金を、業務方法書第73条第3項の規定により当社が指定した決済に係る受方現物清算参加者又は同第73条の15第3項の規定により当社が指定した受渡決済に係る受方国債先物等清算参加者(以下「証券決済未了受方清算参加者」という。)に交付する。

3 遅延損害金の計算期間は、約定決済日の翌日から決済を行う日まで(休業日を除外する。)又は受渡決済期日の翌日から受渡決済を行う日まで(休業日を除外する。)とする。

(国債証券の経過利子)

第3条 証券決済未了渡方清算参加者は、約定決済日の翌日又は受渡決済期日の翌日以降の経過利子を当社及び証券決済未了受方清算参加者に請求することができない。

(利子の補償)

第4条 業務方法書第73条第2項の規定により、決済を利払期日(休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。)に行う場合は、約定決済日に決済が行われていたとした場合に同条第3項の規定により当社が指定した決済に係る受方現物清算参加者が受領すべき利子に相当する額を決済のために授受する金銭の額から差し引くものとする。

2 前項に規定する受領すべき利子に相当する額は、税額相当額を差し引いた額とする。ただし、非課税扱いの条件が付された売買の決済は、この限りではない。

(繰延べをした決済又は受渡決済の実行に係る申告)

第5条 証券決済未了渡方清算参加者は、繰り延べられた決済又は受渡決済を行おうとす

る場合は、当該決済又は受渡決済を行う日の前日（休業日に当たる場合は、順次繰り上げる。）に当社に申告するものとする。

- 2 前項に規定する申告は、午後2時までに行わなければならない。
- 3 当社は、第1項の規定により申告を受けた場合は、速やかに証券決済未了受方清算参加者に対し、繰り延べられた決済又は受渡決済を行う日を通知するものとする。

（証券決済未了の防止）

第6条 現物清算参加者及び国債先物等清算参加者は、証券決済未了については、やむを得ない事由による場合に限るものとする。

- 2 現物清算参加者及び国債先物等清算参加者は、みだりに証券決済未了を発生させないよう最大限その防止に努めるものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成15年1月14日から施行する。
- 2 第2条の遅延損害金は、当分の間、売買代金100円につき1日2銭5厘とする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。
- 2 第2条の遅延損害金は、当分の間、受渡決済代金100円につき1日2銭5厘とする。